

本書は答申の内容を公表するに当たり、個人情報に配慮して一部修正したものです。

答申第 896 号

諮問第 1572 号

件名：交通反則切符等記載例（横断歩行者等妨害等）等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 4 月 18 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同年 6 月 6 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。横断歩行者等妨害等違反は、横断しようとする歩行者の妨害であり、その定義は「横断する意思表示がある。」である。

歩行者が対向車線の歩道にいた「横断しようとする歩行者」であり、「前方」の定義を開示することで、物理的に法第 38 条第 1 項違反に該当するか否かの判断が出来る。

まさに黒塗りの部分が問題視される部分である。よって全部開示の審査請求をする。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

全部開示の審査請求をする。

処分庁は条例第 7 条第 4 号（交通法令違反の取締りに関する情報であって、公にすることにより、交通法令違反行為を容易にし、又は助長するなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。）及び同条第 6 号（公にすることにより、取締りを逃れることを容易にするなど将来における当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるた

め。)の理由で不開示としているが、横断歩行者等妨害等違反の取締りは、歩行者に「横断しようとする意思表示があるか？」という「曖昧」な定義（歩行者（加害者）の意思は確認されていない。）によって、取締りが行われているのが現状である。

物理的な「進路の前方」の定義を開示することは、運転者が歩行者の安全を配慮しなければいけない「範囲（エリア）」が確認できるだけであり、処分庁が言う、「違反行為を容易にする」「助長する」「取締まりを逃れることを容易にする」とは違うと考えられる。

たとえば、この道路は法定速度 50 kmと決めた場合、「50 kmまでしか出せない。」「50 km以下で走らなければいけない。」と捉え方が違うように、「進路の前方」の定義を開示しても、「進路の前方 5m以内は歩行者の安全を確保する。」「進路の前方 5mに歩行者がいなければ徐行できる。」と捉え方が往々にして違うのと一緒である。

処分庁の言う「本件対象文書の不開示情報については「前方」の定義として法令等で明記されているものではなく、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報が記載されており、…」は、まさに「定義」の根拠である。

「定義」とは「法令」で定める事ではなく取締りを行う上での基準であり、警察官の個人的判断で取締ることがないように統一化を図っているものである。

「定義」を公にすることは、当然なことであり、それにより「取締りを逃れる者等が現れる。」と言う発想はナンセンスである。

「進路の前方」の定義は、「歩行者の安全を確保できる距離（何m以内かは不開示部分）」であり、その範囲内では法令で「一時停止・通行妨害しない」が義務付けられている。それを無視した車両を警察官が法令違反で取締るだけのことであり、不開示部分を開示したからといって、処分庁が言う「交通法令違反行為を容易にし、又は助長するなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。」「公にすることにより、取締りを逃れることを容易にするなど将来における当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」には該当しない。

「法令」を順守しない車両を取締ることには、何ら変わらないのである。

法令違反を取締るのは当然なことであり、大いに結構なことである。しかし、取締る側が「青キップだからと安易になっていないか」「取締りのための取締りになっていないか」「大は小を兼ねる。（進路の前方 5mだけれども 7mでも検挙）（横断の意思表示がなくても検挙）」などにならぬよう、不開示部分を開示することは、権力（司法権）の適正な行使に繋

がると考えるが^{いかが}如何だろうか。

ウ 平成 30 年 10 月 10 日付け反論書における主張

後記 3(2)の処分庁の平成 30 年 9 月 19 日付け反論書に対する審査請求人の同年 10 月 10 日付け反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

私が開示請求したのは、道路交通法第 38 条第 1 項に書かれている①「進路の前方」及び②「横断歩道を横断しようとする歩行者」の定義である。

処分庁が開示したのは、A 横断歩行者等妨害等違反の交通取締り要領 H28. 8. 11 及び B 交通反則切符等記載例（横断歩行者等妨害等）である。

そのなかに、黒塗りの不開示部分があり、その黒塗り部分が「進路の前方」の定義に該当し、「取締りの合法性の可否」の判断となる。

「横断歩道を横断しようとする歩行者」の定義は「○○等の横断する意思表示があるか否か」で判断するように書かれている。

「進路の前方」の定義だが、車両進行方向の左側の場合は、歩道で横断歩道に向かって横断しようとしている時と、車両進行方向の右側の場合は、歩行者の進行方向○○にいる歩行者と書かれている。

横断歩道は、道路によって距離がまちまちである。

開示文書の「車両等と歩行者等との安全間隔○○」も前方の定義と考えられる。

また、処分庁の反論書には矛盾点がある。

「本件開示請求を受けた行政文書は、道路交通法第 38 条第 1 項に示す進路前方の定義について、その状況等をわかりやすく図示等したものである。」

この文言は、開示請求した「進路前方の定義」をわかりやすく図示等したものであると言っている。つまり、この図示は前方の定義なのである。

「請求人は、不開示部分が進路の前方の定義である旨主張するが、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報を記載したもので、当該情報に合致しないからといって必ずしも違反に該当しないというものではない。」

この文言は、一旦、「進路の前方の定義」をわかりやすく図示等したものと認めながら、今度は、「取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報（?）」だと言い、「その情報（?）」に合致しなくとも違反に該当するケースもある。」と言っている。

「定義」が「情報」と言う言葉にすり替わっている。

「定義」がなければ、取締りに差異が生じる可能性がある。だから「定義」を決めるのである。ただし、「定義（基準）」が全てではなく「例外」はあると示せば良いだけなのである。

処分庁に的確とは言いがたい「反論」をされると、論点が狂わされる。

とても曖昧な文章である。

不開示部分は処分庁で決めたことである。

「そのため、当該情報が公になった場合、交通違反に該当する行為であっても、当該情報に合致しないから、取締りを受けるおそれはないなどと誤解を与え、」

この文章も良くわからない。

交通違反に該当する行為が、取締り実施要領の違反の「定義」に合致しない訳がない。

仮にあったとしても、審査会の委員に、具体的な事例をあげて説明すべきである。処分庁に的確とは言いがたい「反論」をされると、論点が狂わされる。

「また、不開示とした情報を違反者が知り得た場合、取調べ等において処分を免れるため虚偽の供述等がなされれば捜査に支障を及ぼすこととなる。」

この文章も良くわからない。

少なくとも違反切符を切る際には、警察官は違反行為を現認しているので、告知票と略図を作成している。(処分庁は、記載例を示している。)

これは、警察サイドの考え方であり、情報公開の現代とはマッチしていない。

また、警察官が全て正しいとは限らない。

捜査に支障を及ぼすとは、どんな捜査なのか？審査会の委員に、具体的な事例をあげて説明すべきである。

今回の処分庁による反論書に対する反論は、全く意味がない。

横断歩道での交通事故をなくすためには、ドライバー並びに歩行者への法令の「周知啓発」と、違反車両の「取締り」なのである。

3 処分庁の主張要旨

(1) 処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

イ 審査請求の理由に対する認否

「審査請求に係る処分のうち、不開示とした部分の開示を求める。」について争う。

ウ 本件処分の内容及び理由

(ア) 事実経過

a 行政文書開示請求の受理

処分庁は、平成 30 年 4 月 23 日、愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センターに対して審査請求人が送付した、「道路交通

法第 38 条第 1 項に書かれている①「進路の前方」及び②「横断歩道を横断しようとする歩行者」の各定義が分かるもの（請求日現在、警察本部交通指導課で管理するもの）を対象とする行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

b 対象文書の調査

本件開示請求は、道路交通法第 38 条（横断歩道等における歩行者等の優先）第 1 項に書かれている条文の中で、「進路の前方」及び「横断歩道を横断しようとする歩行者」についてそれぞれの定義が分かる行政文書の開示を求めるものである。

本件開示請求を受け、愛知県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）において調査したところ、その対象となり得る行政文書 2 件の存在を確認した。

c 決定期間の延長

本件開示請求に係る調査の過程で、本件の対象となり得る行政文書の枚数が多いこと及びゴールデンウィーク等祝日が重なったことにより、条例第 12 条に定める決定期間（開示請求があった日から起算して 15 日以内）にそのすべてについて開示決定等を行うことが事務処理上困難であると認められた。

そのため、条例第 12 条第 2 項に規定する開示決定等の期限を延長するとの判断の上、開示決定等を行う期限を平成 30 年 6 月 6 日とする決定期間延長通知書（平成 30 年 5 月 7 日付け、交指発第 1875 号）を審査請求人に通知した。

d 本件対象文書の特定と一部開示決定

調査の結果、本件開示請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した上で、条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に該当する部分を不開示情報と判断し、行政文書一部開示決定通知書（平成 30 年 6 月 6 日付け、交指発第 2369 号）により審査請求人に通知した。

(イ) 本件処分の理由

a 本件対象文書について

(a) 交通反則切符等記載例（横断歩行者等妨害等）

警察は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする道路交通法に規定する各反則行為の取締りを実施しており、交通違反の取締りに際して、反則者があると認めるときは、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとするとしている。

本件対象文書は同法第 38 条（横断歩道等における歩行者等の優先）に規定された反則行為の取締り時において警察官が作成する交通反則切符の記載要領に関する行政文書である。

(b) 横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締り要領（平成 28 年 11 月付けのもの）

愛知県においては、15 年連続で交通死亡事故が全国ワーストとなるなど、効果的な交通死亡事故抑止対策の推進が求められるなか、特に歩行者が被害者となる交通事故は重大事故になる可能性が高く、平成 29 年においても歩行者の死者が 83 人、そのうち 26 人が最も守られるべき横断歩道横断中の交通事故により死亡している。

このような状況を踏まえ、愛知県警察では平成 26 年ころから横断歩行者等妨害等違反の指導取締りを特に強化しており、同文書は交通街頭活動に従事する警察官に対する取締りの必要性と適正な取締りに関する教養を行うための行政文書である。

b 条例における不開示情報の規定

条例第 7 条では、開示請求に係る行政文書のうち、第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、不開示とする必要がある情報を不開示情報として定めている。

本件対象文書に含まれる不開示情報は、次のとおりである。

(a) 条例第 7 条第 4 号

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(b) 条例第 7 条第 6 号

県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもののうち、イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれのある情報

c 本件対象文書の不開示情報について

本件対象文書は、いずれも交通指導取締りに従事する現場警察官に対する教養資料で、その内容には横断歩行者等妨害等違反の取締りを適正に行うために取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報が含まれているものである。

これらの情報を公にすることにより、交通法令違反行為を容易にしたり、助長するおそれがあり、また、処分を逃れる目的で虚偽の供述や実況見分における指示説明がなされることにより、交通指導取締り業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

横断歩行者等妨害等違反は、法により保護されている横断歩道を横断する歩行者の安全を脅かす行為であり、取締りに関する情報が公になることにより、当該違反を助長等すれば公益に多大な損害を受けることになる。

なお、一般的に交通違反に係る手続きについては、いわゆる交通反則通告制度に基づきなされており、交通反則通告制度は、車両等の運転者がした違反行為のうち、比較的軽微であって、現認、明白、定型的なものを反則行為とし、反則行為をした者（一定の者を除く）に対しては、行政上の手続きとして警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について公訴が提起されず、一定期間内に反則金を納付しなかったときは、本来の刑事手続きが進行することを内容としたものである。

そのため、交通反則通告制度に基づく一連の手続きは、行政機関としての警察本部長が行う行政手続となる。

以上の理由から、条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に基づき、本件対象文書の一部を不開示としたものである。

(ウ) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は「前方」の定義を開示することで、物理的に法第 38 条第 1 項違反に該当するか否かの判断が出来る。」という理由を提示している。

しかしながら、本件対象文書の不開示情報については「前方」の定義として法令等で明記されているものではなく、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報が記載されており、これを公にした場合、将来的な交通指導取締り業務に支障を及ぼす蓋然性が認められるもので、条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に基づいて捜査等情報として不開示とするための「相当の理由」を具備していることは明らかであり、その判断には何らの不当性も非合理性もない。

したがって、本件審査請求における審査請求人の主張は失当であり、到底許容できるものではない。

エ 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われており、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 審査請求人の反論書に対する処分庁の平成 30 年 9 月 19 日付け反論書にお

ける主張は、おおむね次のとおりである。

本件開示請求を受けた行政文書は、道路交通法第 38 条第 1 項に示す進路前方の定義について、その状況等をわかりやすく図示等したものである。

審査請求人は、不開示部分が進路の前方の定義である旨主張するが、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報を記載したもので、当該情報に合致しないからといって必ずしも違反に該当しないというものではない。

そのため、当該情報が公になった場合、交通違反に該当する行為であっても、当該情報に合致しないから、取締りを受けるおそれはないなどと誤解を与え、遵法意識や法秩序の維持に影響を与えるおそれがあるほか、横断歩行者等の危険を招くおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、不開示とした情報を違反者が知り得た場合、取調べ等において処分を免れるため虚偽の供述等がなされれば捜査に支障を及ぼすこととなる。

さらに「進路の前方の定義が明白になれば、この取締りが物理的に「合法」か「不合法」かの判断が可能となる」としているが、本件対象文書の不開示情報は、取締りの妥当性や違反行為の可罰性等を判断する上で考慮すべき情報であり、すでに行われた取締りの事実が何ら変わるものではない。

その他、審査請求人は^{るる}縷々主張するが、いずれの主張も本件処分を覆す理由とはなり得ず審査請求人の主張に理由はない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、道路交通法第 38 条及び第 38 条の 2 の規定の違反となる横断歩行者等妨害等について取締りに従事する警察官を対象として取締りの要領が記載された 2 件の文書である。

処分庁は、本件不開示部分を条例第 7 条第 4 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件不開示部分の同号該当性について、実施機関が認めるにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、本件不開示部分には、横断歩行者等妨害等違反の取締りを行う上で考慮すべき情報が記載されているとのことである。また、当該情報は、取締りを行う上で考慮すべき情報ではあるものの、当該情報に合致しないことが必ずしも違反に該当しないというものではないとのことである。

処分庁が不開示とした本件不開示部分を明らかにすると、道路交通法その他の法令等で明記されていない取締りを行う上での情報が判明し、当該情報が公になると、当該情報に合致しないから取締りを受けることはないと誤解を与え、交通法令違反行為を容易にしたり、助長したりするおそれがあり、その結果、横断歩行者等の危険を招くおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、取締りの対象となった者が取締りから逃れるために虚偽の供述をしたり、当該情報に合致しないから違法ではないなどと主張したりするおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めるにつき相当の理由があると認められ、条例第7条第4号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、一般的に交通違反に係る手続については、いわゆる交通反則通告制度に基づきなされており、当該制度は反則行為をした者に対しては、行政上の手続として行政機関としての警察本部長が定額の

反則金の納付を通告し、その通告を受けた者が反則金を任意に納付する制度であるとのことである。

前記(3)イで述べたとおり、本件不開示部分を公にすると、道路交通法その他の法令等で明記されていない取締りを行う上での情報が判明し、当該情報が公になると、取締りの対象となった者が取締りから逃れるために虚偽の供述をしたり、当該情報に合致しないから違法ではないなどと主張したりすることにより、反則金を任意に納付をしなくなるおそれが高まり、その結果、交通反則通告制度に基づく事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件不開示部分は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件不開示部分の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであるから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 処分庁が開示しないこととした部分
<p>文書 1 交通反則切符等記載例 (横断歩行者等妨害等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 38 条第 1 項違反の取締要領のうち「略図記載例①」の一部 ・ 「「横断歩道等を横断中の歩行者等が現にいる」場合の取締りポイント 1 取締りの着眼点」の一部 ・ 法第 38 条第 3 項違反の取締要領のうち「1 取締りの着眼点」の一部
<p>文書 2 横断歩行者等妨害等違反の交通指導取締り要領 (平成 28 年 11 月付けのもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「1「横断中」の場合」のうち図表の一部 ・ 「横断歩道等を「横断中の歩行者等がいる」場合の取締りポイント ポイント④」の一部 ・ 「2「横断しようとしている時」の場合」のうちの一部 ・ 「横断歩道等を「横断しようとする歩行者等がいる」場合の取締りポイント ⑥」の一部 ・ 「略図記載例(横断しようとする歩行者がいる時)」の一部

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 7. 30	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 8. 28	審査請求人からの反論書の写しを審査庁から受理
30. 10. 4	処分庁からの平成30年9月19日付け反論書の写しを審査庁から受理
30. 10. 19	審査請求人からの平成30年10月10日付け反論書の写しを審査庁から受理
31. 1. 18 (第565回審査会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31. 4. 23 (第572回審査会)	審議
1. 5. 31	答申